

許可番号第 02320055145 号

産業廃棄物処分業許可証

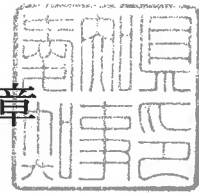
優良

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 平成29年 5月12日
許可の有効年月日 平成35年 9月12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず

以上 4 品目

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6 品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 3 1 9 番 1

イ 設置年月日

平成24年4月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	192t/日（24t/時間）
紙くず	232t/日（29t/時間）
木くず	240t/日（30t/時間）
繊維くず	200t/日（25t/時間）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏334番1

イ 設置年月日

平成18年3月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	4.568t/日（0.571t/時間）
紙くず	3.424t/日（0.428t/時間）
木くず	4.112t/日（0.514t/時間）
繊維くず	2.736t/日（0.342t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	10.08t/日（1.26t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	10.96t/日（1.37t/時間）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月13日 新規許可

平成22年 3月16日 更新許可

平成29年 5月12日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

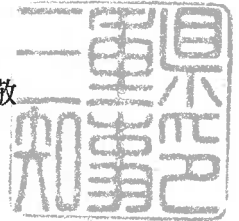
有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地
氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 2年10月 7日
許可の有効年月日 令和 7年 8月27日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、

木くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上11種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月28日	新規許可	平成22年 9月 3日	更新許可
平成17年 8月28日	更新許可	平成27年 8月28日	更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 0.2120055145

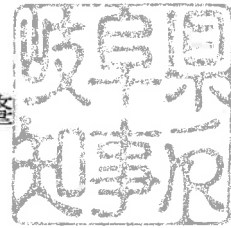
産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2 年 5 月 1 5 日

許可の有効年月日 令和 7 年 5 月 1 4 日

1 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)

上記 1 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1 種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理 (選別)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記 3 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3 種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理 (破砕)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記 3 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3 種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類 類: 圧縮施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼 1 1 5 6 番 1

設置年月日: 令和 2 年 5 月 1 2 日

処理能力: 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)

192t/日 (24t/時間)

上記 1 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1 種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種類 類: 選別施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼 1 1 5 6 番 1

設置年月日: 令和 2 年 5 月 1 2 日

処理能力:

- 金属くず（自動車等破砕物を含む。） 121.52t/日（15.19t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。） 37.6t/日（4.7t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 107.6t/日（13.45t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3)種 類：破砕施設

設置場所：岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日：令和2年5月12日

処理能力:

- 金属くず（自動車等破砕物を含む。） 4.96t/日（0.62t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。） 4.64t/日（0.58t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 5.28t/日（0.66t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 5月15日 産業廃棄物処分業許可（新規）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無